

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には多くの高齢者が居住しているが、病・医院は多数立地しているものの、福祉施設は少ない状況にある。高齢者が暮らしやすい住み続けられる街とするためには、身近な場所に医療施設や介護支援施設などの充実が求められるところであり、買物等日常生活の利便性の高さからこれらの施設整備が必要である。

少子化に伴い保育所なども少なくなっており、子ども連れの買い物客を対象とした子育て支援施設がなく、子育て世代の来街しやすい環境整備も必要である。

また、誰でも親しめる生涯学習の場としての文化施設も中心市街地には少なく、世代を超えた交流の場としての整備も必要である。特に今後も高齢化社会が加速するものと思われ、生涯学習の場を求める声も一層高まることも予想されるため、早期の整備が必要である。

さらに、観光客のニーズの一つとして「地元文化・住民とのふれあい・交流」が挙げられている。文化施設での交流や体験を通じて別府市を、別府市民を観光客に感じていただき、滞在の促進、リピーター確保に努める必要がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

都市福利施設の整備は、中心市街地居住者・観光客に対する利便性の提供、交流の場の提供、賑わい創出の観点から中心市街地の活性化を目指すうえで必要性が高く、目標達成に寄与する「都市福利施設の整備」として、以下の事業を位置づける。

- 1) 高齢者世帯や子育て世代が中心市街地に暮らし、住み続けたい環境を形成するために必要な課題を調査・研究・分析し、実験を行う事業。
- 2) 高齢者や子育て世代が暮らしやすく、文化的欲求や生涯学習ニーズに応えられる福祉施設や文化施設を整備する事業。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に事業進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。計画期間満了時点においても再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業</p> <hr/> <p>【内容】 中心市街地の商業機能及び福祉機能の向上を図るなど、誰もが暮らしやすく訪れたい街にするための調査研究事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、商店主、地権者、障がい者・観光客等のニーズ把握、分析 ・空き店舗を活用したリノベーション実験 ・バスシステム改善実験 ・福祉施設やUDトイレ等の適正配置提言及び実施 <hr/> <p>【位置】 中心市街地</p> <hr/> <p>【実施時期】 H20 年度 : 調査提言と実験 H21 年度 : 実験とまとめ</p>	<p>別府市中心市街地活性化協議会</p>	<p>都市福利施設の利用者は、その大半が高齢者や障がい者であることから、ニーズに沿った施設である必要がある。また、施設の整備箇所や交通の便など利用しやすい、訪れやすい環境整備も必要である。同事業はニーズ把握に始まり施設の適正配置まで提言することから、効率的な施設整備が図られ、公共交通事業者にとっても有効な運行計画が立てられるなど、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市福利施設設置事業</p> <hr/> <p>【内容】 「商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業」の提言に基づき都市福利施設を設置（空き店舗や未利用地活用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス、高齢者デイサービス、交流サロン等福祉施設設置 ・ミニ美術館、ミニ図書館等文化施設設置 <hr/> <p>【位置】 商店街の区域</p> <hr/> <p>【箇所数】 8箇所</p> <hr/> <p>【実施時期】 H21年度～H24年度</p>	別府市	<p>既存ストックの空き店舗を利活用し、前述の「商業の活性化及び福祉のまちおこし調査研究事業」の提言に基づき福祉施設や文化施設を導入する。商店街に新たな機能や魅力を創出し中心市街地への来街動機の喚起を図るもので、住民ニーズ、観光客ニーズに合致した施設整備を実施することで、賑わいの再生や消費拡大等活性化に結びつける事業である。</p>		